

嘉麻市空家等対策協議会委員名簿

(令和3年7月31日現在)

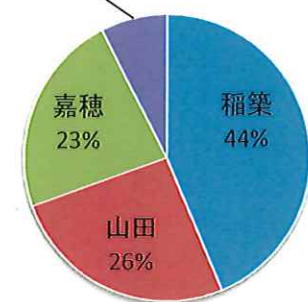
区分	氏名	役職	肩書等
	アカマ ユキヒロ 赤間 幸弘	会長	市長
第1号委員 (市議会議員)	タナカ ヨシユキ 田中 義幸	委員	嘉麻市議会推薦
第2号委員 (識見を有する者)	マツオ トモ 松尾 朋	副会長	福岡県弁護士会筑豊部会推薦
	フクマル ナナミ 福丸 奈々美	委員	福岡県司法書士会筑豊支部推薦
	アラキ クニオ 荒木 邦夫	委員	一般財団法人 福岡県建築住宅センター推薦
	ヤナギ リョウタ 柳 良太	委員	公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会 筑豊支部推薦
第3号委員 (公共的団体等 が推薦する者)	スエヨシ シンイチ 末吉 進一	委員	嘉麻市行政区長連合会代表者会推薦
	ウチダ ヒロミ 内田 広美	委員	嘉麻市社会福祉協議会推薦
	オオツカ ユウコ 大塚 裕子	委員	かま男女共同参画推進ネットワーク推薦
第4号委員 (関係行政機関職 員)	ヤノ ノブヒデ 矢野 信秀	委員	飯塚消防署推薦
	タマリ ヤスヒロ 玉利 保博	委員	飯塚県土整備事務所推薦
第5号委員 (市民からの公募 による者)	タハラ ヨウコ 田原 洋子	委員	公募委員
	タナカ トシマロ 田中 利麿	委員	公募委員

把握している空家数及び状態

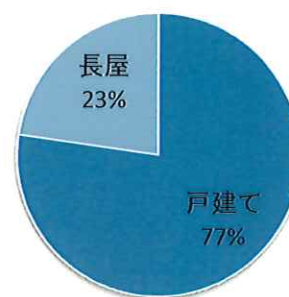
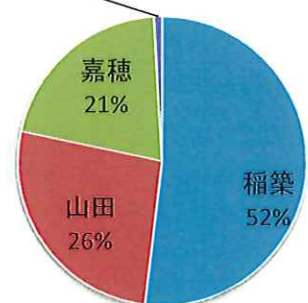
令和3年7月31日現在

	空家数		危険物件			注意物件			
		戸建て	長屋		戸建て	長屋		戸建て	長屋
稲築	388	263	125	55	47	8	2	2	0
山田	230	156	74	28	21	7	0	0	0
嘉穂	204	201	3	22	22	0	8	8	0
碓井	67	67	0	1	1	0	4	4	0
合計	889	687	202	106	91	15	14	14	0

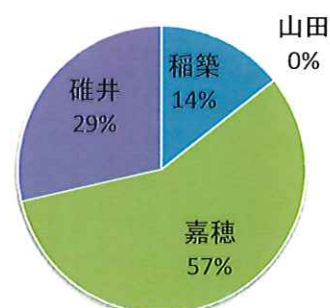
※現在新規の調査は行っていないことから、老朽化による危険物件へのスライドにより注意物件数が減少しています。

碓井 7%
空家数(地区別)

空家種別(全体)

碓井 1%
危険物件(地区別)

注意物件(地区別)



※危険物件：家屋の状態及び立地場所等により、人・物に危害が及ぶと判断され、緊急の対応を要すると判断されたもの

※注意物件：家屋の経年劣化で危険な状態へ移行すると思われる、このまま放置すると人・物に危害が及ぶと判断されたもの

空家等対策の取組状況について

1. 危険物件所有者調査状況（令和3年7月31日現在）

	全体	内訳（戸建	・長屋）
○所有者の特定	58件	51件	7件
○所有者追跡調査中	44件	37件	7件
○所有者不明	4件	3件	1件
計	106件	91件	15件

※市が調査等により把握できている件数です。

2. 適正管理通知書の送達（令和3年7月31日現在）

発送件数総数	うち令和2年度	うち令和3年度
283件	126件	38件
連絡あり 115件 連絡なし 168件	連絡あり 69件 連絡なし 57件	連絡あり 12件 連絡なし 26件

※発送件数総数は、平成28年度から現在までの件数です。令和2年度以降市民からの通報数が多く送達件数も多くなってきています。

3. 解体撤去数（※資料3参照） 21件（うち解体補助活用16件）
（令和2年度）

地区名	解体撤去	補助活用	自費解体
稲 築	5（2）	2（2）	3（不明）
山 田	8（3）	6（3）	2（不明）
嘉 穂	4（2）	4（2）	0（不明）
碓 井	4（0）	4（0）	0（不明）
計	21（7）	16（7）	5（不明）

※（ ）は市外に住む所有者等の数

※自費解体の件数は、市が把握している危険物件のうち自費により解体を行った件数です。また自費解体のため市内外在住は不明です。

4. 補助活用解体撤去総数 38件
（平成28年度～令和2年度）

地区名	H28	H29	H30	R1	R2	計
件数	5	4	7	6	16	38

※令和2年度は、件数が増加しており、問い合わせの件数も多くなっています。

嘉麻市老朽家屋等の適正管理に関する条例の改訂方針について

嘉麻市では、「法の対象とならない長屋等」を対象とした嘉麻市老朽家屋等の適正管理に関する条例の施行後、空家等の対策を進めてまいりましたが、条例だけでは対応できないような事案が発生してきており、その対応のため条例に必要な事項を追加規定することにより、空家対策を推進してまいります。

条例改正のスケジュールにつきましては、本年中に条例改正案を作成、パブリックコメントを実施し、令和4年3月議会へ上程する予定としております。

【参 考】国土交通省

○令和3年6月30日 空家法基本指針及び特定空家等ガイドラインを改正

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）附則第2項（※）の規定に基づく検討結果や空き家対策に係る地方公共団体からの要望等を踏まえ、法第14条第14項に基づく「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）の改正を下記のとおり実施しております。

※ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(1) 空家法基本方針

○特定空家等の対象には「将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される」空家等も含まれる旨を記載。

○所有者等の所在を特定できない場合等において、民法上の財産管理制度を活用するために、市町村長が不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申し立てを行うことが考えられる旨を記載。

○地域の空家等対策に取り組むNPO等の団体について、協議会の構成員の例に加えるとともに、専門的な相談について連携して対応することを記載。 等

(2) 特定空家等に対する措置に関するガイドライン

○空家等の所有者等の特定に係る調査手法、国外居住者の調査方法及び所有者等を特定できない場合の措置について記載。

○災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合は災害対策基本法に基づく措置も考えられる旨を記載。

○外見上はいわゆる長屋等であっても、それぞれの住戸が別個の建築物である場合には、空家法の対象となる旨を記載。 等

